# 災害時の被災者支援制度と り災証明の認定等について



2021年(令和3年)7月9日

日弁連災害復興支援委員会 副委員長 関東弁護士会連合会 災害対策委員 静岡県弁護士会 災害対策委員

弁護士・防災士 永野 海

## 説明会の進行 \*配分時間は目安です

19:10

19:30

被災したあとにまずは知ってほしい ②つの大切な知識

全壊・大規模半壊の場合は?

19:55

中規模半壊・半壊の場合は?

20:10

20:15

(5分間休憩)

準半壊・一部損壊の場合は?

20:25

り災証明の認定の仕方とポイント

20:30

# 大切な知識① 今回の災害で紛失したものがあっても大丈夫です (決して危険な場所に探しにいったりしないでください)

情報提供協力:岡本正弁護士、鹿瀬島正剛弁護士など

## 預金通帳・印鑑・証書・不動産の権利証 を失ってしまった



- ・失くしても<u>預金や権利を失うこ</u> とはありません。
- ・通帳がなくても出金もできます ので各銀行に問合せてください。
- ●金融上の措置 https://www.boj.or.jp/announcements/release\_2021/rel210705d.pdf
- ●たとえば静岡銀行 <a href="https://www.shizuokabank.co.jp/notice/detail/5068">https://www.shizuokabank.co.jp/notice/detail/5068</a>

## 健康保険証を失ってしまった



- 保険証を提示しなくても、病院の受診が可能です。また、介護サービスを受けることができます。
- ・医療機関などにご相談ください。

## 免許証など本人確認書類を失ってしまった



- 住民票は、何らかの方法で本 人確認がとれれば交付を受け られます。
- •運転免許証は運転免許セン ターや各警察署で再発行の相 談をしてください。

#### 保険証券がなくて保険内容がわからない



特別措置や保険会社が不明なときの問い合わせ窓口があります。

●日本損害保険協会 ☎0120-501-331

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2021/2107 001.html

- ●外国損害保険協会 https://www.fnlia.gr.jp/
- ●生命保険協会

https://www.seiho.or.jp/info/news/2021/20210705 1.html

# 大切な知識② 支払いの不安・当面のお金の不安に対しては? (大きな災害時の特例措置がいくつもあります)

情報提供協力:岡本正弁護士など

## 公共料金や携帯会社の支援措置など





- ・携帯各社は、被災者向けのさま ざまなサービスや無料化措置 をとっています。確認しましょう。
- ・公共料金についても契約先の 情報をネットで確認を。
- ●ドコモ https://www.nttdocomo.co.jp/.../detail/20210703\_00\_m.html
- ●KDDI(au) https://disaster.kddi.com/disaster/2021/310/
- ●ソフトバンク https://www.softbank.jp/disaster/202107 01/

## 税金の支払いが大変です



自然災害によって家屋やお墓などに被害を受けた場合には、所得税の軽減や免除を受けられる **雑損控除**などの制度もあります。 税務署などにご相談を。

## 当面の生活費に困っている



緊急小口資金など社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付制度が複数ありますし、自治体にも母子父子寡婦福祉資金貸付制度などがあります。

#### 被害を受けた住宅にはまだ住宅ローンが…



今回の災害で住宅ローンなど個人のローン返済が難しくなった人は、 被災ローン減免制度により、ローン の減額、免除を受けられる可能性があります。

## 大切な知識3 日本には知られていないたくさんの支援制度がある (被災者支援チェックリストで眺めてみましょう)

、豊勝の関制動名るを関づ数支替災勢 イベスて一∪の気乳砕関内→





←ぐーン辨割 **默支**沓災厥(Φ)耐閣囚

#### おきろいまい咲くし結ぶるちを辞割鉄支

。专事いあや針鎖向るれるとなる書間に替の勧害災 。专事いあな類師の武派吐負口窓や料剣駅 (等休価市・合邸知動) 剣知藍介・剣界寮図[

。当な滅煙の路得而, 不蓄以費の等級 野而泉祇, 蘇斯游樑玄飞, 不離游樑, 是亚O则則岩申 (署務時) そ献・克威の時国[

・桑杖なるな桃瀬貧宝固、絣丸針 (村間市・県研査番) そ酢・免歳の焼た此口

#### 裏嶋尭薫の含な料剣駅・金焼 (01)

。もまいあ社合製るパちな礼し醂了いてコ副雄・日 家の要嗣場・逸瀬で計位等業金小中, きと基づ画信業 事興或るで気計化果災嫌, 3るパち用面位製団の3 県所重礁)(金旭輔費用敷等端蔵宝村業金小中) 金旭輔戮支戦再づけいな

、円式 0008 梨畦蕪。 頭界で 枠にお 4 頭界級― 会磁弧界用計) 延界条関書次・延界イッネトモビーサ[ 事業所復旧のための資金貸付。

るで核の書業金心中式も受多害魅いるの害災 (等金中工商・車公輛金帯5四本日) 付貸日歌書災 等車公舶金第55本日) 計算金資るでは37音業魚林豊

。資調で行う料吐無公車公舗金兼郊本日, J 金質善吃當發音業事類財心

。でまりあな合場る水斑も受多金短値 の宝一31合農力で社支き半手業朴31香働後、パち>お (業を業材でより出版の土を経済といる業を余機 (ペーペーロ//・高働光) 金加胡翌鵬用量[

#### 夏帰鉄支の斜関業事 (€)

。专事しあな合製るれる利受多 () | 謝謝全安氪勤者働代・署基代) 関陽基督立金責准末[

。
もまれら
い受
な
総
支
の
に
ま
本
基
の
剣
斜 用事や付給断各、31合製の等業が的胡一るより害災 (ペーペーロバ) ビ手本基の剣界用事[

。下まれらり受多付給の剣界災党 関係したこと等が原因となって受傷した場合には、 労働者が仕事中や通動中に、地震・豪和等により運動が

#### 到端数支の斜関用類(8)

い式あ人— 。資媧の等金資学五,金資学人 350 万以円式 025 

、免滅の等は業费、なすまじむ異じる引替業 (効学各) 置點免減等將業熟等学大[

。そが、免滅のは親受、抖学人、抖勵受、料業登 界付更階) 置群免減等將業對效学等高[

。, 使张玄等貴食絲效学 , 貴値形代效 , 貴 学

、
貴品用学
人様、
貴品用学
な要
なっ
、学
流

・村田市・県所道路(都道研県・市田村・

通学費, 学用品等を援助。

・県田重雅)業事価奨学版のへ等効学鉄支限辞

、具裏文、林姝、書林姝へ新土・童児の高中心

・子蔵・克家の将育界・将園人 (園耕位・村間市) 業事間奨園境の園耕位

夏陽嶽支の育燐・♪3千 (∑

に提出することがスタートです。

会土甊弁へるよる書意同の用味製味る、セインバイトト 。玄端財コヤベバベトトや会土蓋弁、コ前らごま ヤスリ 3関熱蠕金、も131合果るあや計消厄用(床の製)は

、
を
ま
れ
ら
い
受
な
歌
支
の
家
門
専
等
士
鵬
共

で
用
貴
の
国
(
) 。、ハサまれるめ木を示録フリム順利き人証料帯重⑥ (でも)個人の可能性あり。 お式禘、うのいおれち緑登31関熱緑登辞計用計⑤ 要你你们去立山禁鸭姜须

られ受玄免滅のベーロ類、ダエオン類コ元手玄等 金贵義,金贵支數再活生仍及,円元002金所與

。もまきで用体な人間式になくし難な茶件の終費の込む べーロ育隣、べーロ車値目、ベーロ野業事、ベーロ字主 、フcもご響湯の害災然自され受多用圏の宏旭殊害災 人る考で用ば多妻帰

#### **♪コイ漱胶ベーロ重二) 夏嶋免滅ベーロ災麬 (₫**

でませんが計要等行 (本)会自各) 割人のへ字到置公

できれないを表していませずるは家かない人が無償で 自らの資力では往往宅を得ることができない人が無償で ある。 できまで。 (林西市)字卦鍔动鳥ふの去姫姓書災

平時· cックリスト集は、 {極的に配布し、 災害からの復旧 この被災者支援情報のチェッ 国人・団体問わず周囲に積極 支援制度を確実に利用し、Ś

災害時に

ら備えるこ。

は興

写自由了

集は、

最新版は、 「被災者支援チェックリスト 弁護士永野海」 で検索して、 ダウンロードしてください

事業者向けの支援制度も記載し ています

#### 被災者支援チェックリスト - 被災後は使えそうな制度にチェック!

#### 2021年3月版

#### 知りたい項目の支援情報をチェック ✓

- ●災害時特有の問題を知りたい・・・→①へ
- ●お金の支援制度(給付・貸付)・・→②③へ
- ●住宅の修理・再建の支援制度・・・→4へ
- ●仮設住宅・公営住宅・・・・・・→⑤へ
- ●個人が抱えるローンの悩み・・・・→⑥へ
- ●子ども・教育の支援制度・・・・・→⑦へ
- ●雇用・事業の支援制度・・・・・・→⑧⑨へ
- ●税金・保険料などの減免制度・・・→⑩へ

災害の規模などにより、適用される支援制度は 異なり、また後から適用されることもあります。 各制度の窓口は, () 内に記載しています。



#### ① 災害時特有の制度・問題

- り災証明など住宅の被害を証明するために、片づけ・修理の 前に、可能なら屋内外の写真や動画をたくさん残しましょう。
- 応急危険度判定とは
- 一の表に保険すりとこと。 ・ 会震等の二次被害防止のため、緊急に建物の危険 性等をチェックするもの。危険(赤)、要注意(黄)、 調査済(縁)のステッカーが貼られます。 り災証明 着のための被害認定とは異なる制度で、 赤 (危険) =全壊認定、ではありません。
- □権利配や健康保険証などの紛失 不動産の権利証、預金通帳、実印などを紛失しても 権利を失うとはありません。預貯金については金融 機関にこれ談を また、健康保険証が手元になくても、氏名、生年月日等 を医療機関に伝えれば保険診療を受けられます。
- 土地の境界特定に役立つので、保存に努めましょう。
- 運転免許証の有効期間延長 特定非常災害に指定されれば、免許証の有効期間が 延長される場合があります。紛失の場合は、運転免許 センターや警察署で再交付手続を。
- □廃車手続(運輸局・運輸支局) 津波で自動車が流された場合,手続を緩和して抹消 登録申請ができる場合あり。運輸局,運輸支局に相談を、

#### (2) お金の支援制度(もらえる)

- 被災者生活再建支援法による給付(都道府県・市町村 ※④を参照(最大300万円)
- 災害弔慰金法による給付(市町村 ・災害弔慰金 (遺族に最大 500 万円)
- ・災害障害見舞金 (重い後遺障害に最大 250 万円) 被害の内容,程度,自治体により異なります。
- 義援金申請では、り災証明書が必要になることも。 □ 生活保護(都道府県・市町村) 避難所等の避難先での申請が可能です。 義援金や給付金等は収入認定されないのが原則です。

#### ③ お金の支援制度(借りられる)

- 災害援護資金制度(負傷・住家被害 最大 350 万円
- その他 (総合支援資金, 教育支援資金, 不動産担保型生活資金 被災者には償還金の支払猶予措置もあり。
- ] 年金担保貸付,労災年金担保貸付(独立行政法人福祉医療機構 年金額の8割かつ200万円以内など。使途は保健・ 医療や住宅改修資金など
- 恩給等担保貸付(日本政策金融公庫等) 恩給, 年金を担保に教育費や居住関係費, 事業資金 等を融資。250万円以内など。 不動産担保によるリバースモーゲージ貸付(住宅金融支援機構
- 60歳以上なら、生存中、利息のみ支払いの災害時特例

#### 4) 住宅の修理・再建の支援制度

- |被災者生活再建支援法(都道府県・市町村) 当該市町村等に被災者生活再建支援法が適用された場合にもらえる
- 基礎支援金 り災証明の認定に応じてもらえる -(全壊,解体\*,長期避難に各100万円,大規模半壊 50万円) \* 半壊や敷地被害で住宅をやむなく解体の時 ●加算支援金 - 基礎支援金に加えてもらえる -
- (住宅建設・購入200万円、補修100万円、賃借50万円) ※中規模半壊は,上記加算支援金の各半額のみ支給
- ※賃借人4、対象 ※単身世帯は4分3の金額
- |住宅の応急修理制度(都道府県・市町村)
- 半壞等 59 万 5000 円以内 準半壞 30 万円以内 ※この制度利用で修理期間後等の仮設住宅の入居資格を失う場合あり
- 大規模災害時、全半壊家屋は公費(無償)で解体しても らえる場合があります。ただし、修理で再建可能な家屋 の解体判断は慎重に、修理等の判断のために被災度 区分判定(日本建築防災協会・有料)の利用も検討を。
- 生活福祉資金貸付制度による住宅補修費貸付(計協) 250 万円以内 (無利子~ 1.5%), 所得要件等あり。
- |母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付(自治体の福祉事務所) 住宅の補修等について 200 万円以内で貸付。
- 災害復興住宅融資(住宅金融支援機構等) り災証明のある人が,住宅を建設,購入,修理する
- 際の融資制度。
- 能登半島地震での新築時支援金、熊本地震での被災した のり面, 擁壁, 地盤復旧への補助など多数事例あり。



ご個支

行を



## 大切な知識4 特に覚えてほしい9つの災害時の制度 (被災者支援カードも少しみてみましょう)



令和3年4月13日版 使える支援制度のカードを探しましょう



囲される支援制度は異なります。また、後から適用される場合も。詳細は、QRコードなどもご参照。

被災者支援カード ©2021 弁護士永野 海

最新のカードの ダウンロード

保険の確認・

社協の貸付も)

(災害救助法)

応急修理制度

大規模半壊・半壊の世帯 59.5万円 (2020) 準半壊 の世帯 30万円

窓口

自治体 誰に

使うと原則仮設住宅 に入れなくなるので、 修理した自宅でなん とか生活できる世帯

業者に修理を頼む 前に自治体に相談 基礎支援金 (被災者生活再建支援法)



①全壊 ②半壊以上の建物 等を解体 ③長期避難世帯 100万円 大規模半壊 50万円

窓口

自治体 誰に

左の条件を満たす世帯 (賃借人も)。特に② ③は不明なら要相談 (単身は4分3の金額)

所得条件なし。お金 の使い道も制限なし

金 資 貸 付 (災害弔慰金法)

借入最大350万円 (全壊250万/半壊1 70万/家財3分の1 損害150万など)

窓口 自治体

誰に

災害で負傷したり、 家財の損害、住宅の 全半壊などがある人 (所得条件あり)

返済期間10年。当 初3年間は無利子

災害弔慰金も

仮設住宅 (災害救助法)

原則2年間 (特定非常災害適用 なら延長可能性も) 家賃無料 (光熱費は負担必要) 窓口

自治体

誰に

居住できる家がなく自 分の資力では住宅を確 保できない人 (半壊でも入居可能性)

入居に所得条件あるも 運用は自治体で様々

(環境省の制度)



建物を無償で解体 (家屋と一体の浄化槽 は対象可能性も。建物 は地面の上のみ解体)

窓口 自治体

誰に

特例適用なら、半壊 以上の家屋の所有者

(2階建かつ10m以下等 一定の事業所も対象)

所得条件なし。3階建 以上のアパートや、倉 庫などは要相談。

雑 損 控 除 (災害減免法も)



その年の所得の10% を超える部分の損害額 が所得控除される等

窓口

税務署に確定申告

誰に

住宅・家財・車両・お墓 などの損害や災害関連 費の支出がある人

> 家財の損害額不明 でも推定規定あり

(その他の制度→)

加算支援金



建設・購入で 200万円 100万円 民間賃借へ 50万円

\*中規模半壊は上の半額

窓口 自治体

誰に

基礎支援金をもらった 世帯が、住宅再建・修 理・賃貸転居をする時 (単身は4分3の金額)

一度転居して、その後 再建・修理した場合でも 左の金額までもらえる

被災ローン 制



預貯金500万円・家財 保険金•各種支援金 などを手元に残し、ローン の減額・免除の可能性あり

窓口 弁護士会に相談を

のローンの支払が難

災害救助法の災害で 住宅ローンなど個人

しくなった人 自己破産や返済交 \*ブラックリストに載らない 渉の前に検討を!

災 住宅 (リバースモーゲージ)



建設・購入・リバモ融資 半壊以上で抵当権 修理の融資 一部損壊でもOK

| 窓口 |

住宅金融支援機構

誰に

住宅の修理費用や 再建費用を借りたい人

60歳以上なら不動 産を担保に、利息の みの返済のリバー スモーゲージも

「被災者支援カード 弁護士永野海」 で検索して、ダウンロードして下さい

ハサミで切って折りたたむとカードになりま す



## 大切な知識5 公的な支援を活用する場合の生活・住宅の再建までの流れ

(たとえば熱海市のような土石流被害をイメージ)

数日から数か月 (次の生活場所が決まるまで) 入居後原則最長2年

(仮設住宅の場合)

住宅の被災



直後

避難所での生活 (無料)

一般的な避難所



ホテル型避難所



仮設住宅(建てたり民間 物件を借りたり)

建設型

そ

**(7)** 

後



トレーラー 借上型 ハウス等

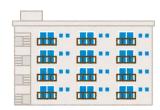


そ

**(7)** 

後

市営住宅・県営住宅など



支援金・義援金など も活用して住宅を 確保する

> 家の建築 マンションなど

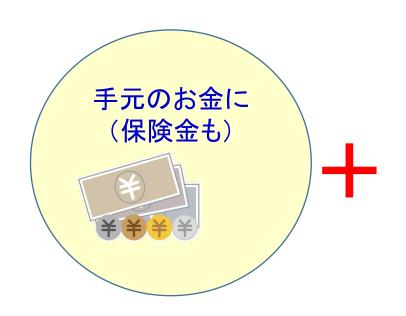




災害公営住宅など に入居する



# 大切な知識 6 支援制度を最大限活用して生活・住宅を再建する (お金の負担を少しでも減らす)



## さまざまな支援制度を足して

支援金•義援金



建物修理の補助



仮設住宅の入居



無料で建物の解体・撤去



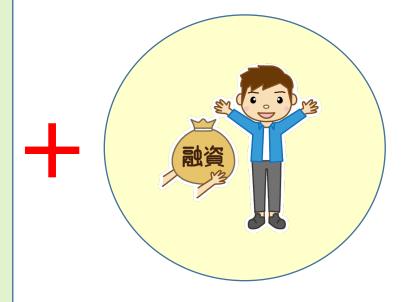
自治体独自の支援



ローンの減額・免除



不足するお金は災害時の 特別の借入制度も検討



制度を知らないと 支援の申請もできません



## 大切な知識で 支援制度の多くは、り災証明書と結びついている

## (り災証明書を申請することがスタート)



## 市町村に発行申請



市町村による被害調査



↓再調査などもしてもらえる

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50 以上	40~49	30~39	20~29	10~19	9以下

100点満点

建物の壊れ具合の点数で決まる

第5-2122号

罹災証明書

申請者任所申請者氏名

罹災原因 平成30年9月4日(火)台風21号による
被災場所
被災住家等
被害の程度 半壊に至らない(一部損壊)
(住家以外の被害)テラス屋根破損
(住家以外の被害)テラス屋根破損
・ 住家に被害を受けたものに限り、被害の程度について記載しています。
・ この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成30年10月26日

堺市長 竹山



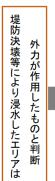
## 参考 り災証明の調査 (住家被害認定調査) は迅速に行う工夫もできる

(過去の甚大な被害の場所で行われた様々な工夫)<sub>資料出典:内閣府防災情報のページhttp://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/180712sankosiryo.pdf</sub>

#### 航空写真による判定



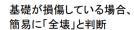
## 浸水深やエリアー括での判定







## 基礎損傷や土砂堆積時の簡易判定



│ │ 木造・プレハブ

基礎のいずれかの辺が全部 破壊しており、かつ破壊して いる基礎直下の地盤が流出 陥没等している場合



【平成29年台風18号等での 基礎・地盤被害による住家被害の例】 土砂等が一様に堆積している場合、 堆積の深さで判定

O床上1mまで

⇒「全壊」

〇床まで

⇒「大規模半壊」

○基礎の天端下25cmまで⇒「半壊」



【平成29年九州北部豪雨での 土砂堆積等による住家被害の例】

## 倒壊・流失建物の外観による判定

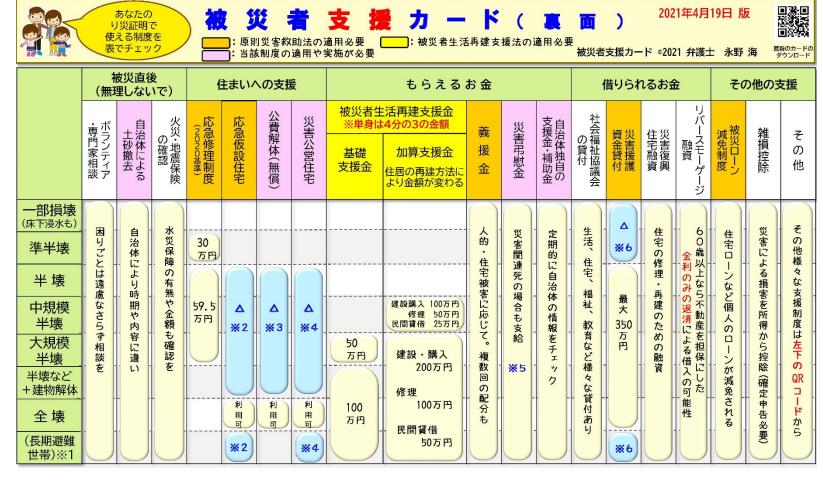


【一見して住家がすべて倒壊している場合】



【一見して住家がすべて流失している場合】

# 大切な知識8 り災証明書の区分と受けられる支援の関係を知る (被災者支援カードの裏面も少しみてみましょう)



「被災者支援カード 弁護士永野海」で検索して、 ダウンロードしてください



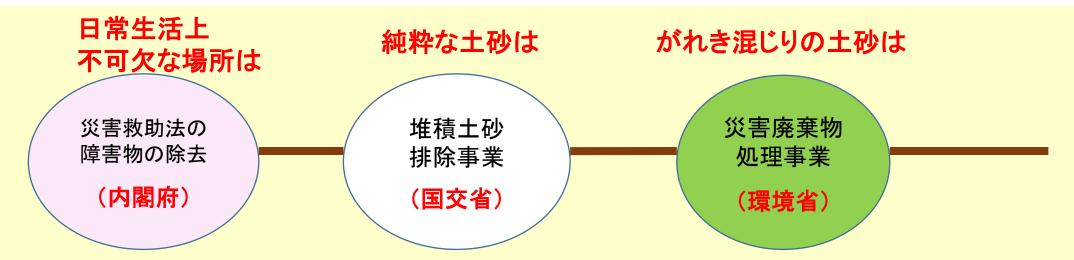
- ※ 1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と自治体により認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」の扱い。
- ※2 大規模な災害では、半壊、大規模半壊の方や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要な方の入居可能性も。
- ※3 半壊以上の方も公費解体の対象になることがあるが、修理して住むという選択肢も慎重に検討を。
- ※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方などが入居できる場合も。入居には収入条件があり、家賃は必要。
- 5 生計維持者の死亡で500万円、その他の方の死亡で250万円。重度障害の場合には、左のそれぞれ半額の支給。
- ※6 世帯主の1か月以上の負傷、家財の3分の1の損害(浸水被害も)でもそれぞれ150万円まで借入れ可。



# 過去の災害時の処理例

## 大切な知識 ・ 土石流の土砂・がれきの撤去もあせらないでください

(今後進んでいきます) 参考:国土交通省「宅地内からの土砂·がれき撤去の事例ガイド」



## ●西日本豪雨の広島市

5日後に、市から、氾濫などで 流木・岩石が混じった土砂が 堆積した地区は、民有地内で も市が撤去すると宣言。

宅地と農地が渾然一体の場合には農地の土砂も撤去するとも。

## ●台風19号の丸森町

約1か月後の発表。

同じく流木や岩石が混じった 土砂が堆積した宅地について、 撤去困難なら、町が代わりに 撤去する。ただし、家屋内や 床下の土砂は対象外とのこと。

#### ●西日本豪雨の呉市

2ヶ月後の案内文書では

宅地内に堆積した土砂混じりがれきについて、人力で撤去 困難なら市が撤去すると説明 しています。ただし機械で撤 去できる範囲しかできない、という内容。

## 参考 土砂を自ら撤去した場合、あとから費用をもらえるか?

- ・あとから費用を償還(自治体が負担)してくれる場合があります。
- ・それに備え、撤去前と撤去後のたくさんの写真や動画を残しておきましょう。 また、撤去費用の領収書や、撤去工事の費用の明細もなるべく詳しいものを。
- ・ただし、撤去費用の全てを自治体が払ってくれるとは限りません。





- ●意外に?償還が認められた例
- ・重機を借りて自分で撤去した場合の、 重機のレンタル料

- ●償還が認められなかった例
- 知人や友人、ボランティアに除去してもらった日 当やお礼。
- ・土砂撤去のために購入した重機の費用

## 説明会の進行 \*配分時間は目安です

19:10	被災したあとにまずは知ってほしい 〇つの大切な知識
19:30	
	全壊・大規模半壊の場合は?
10 55	
19:55	中規模半壊・半壊の場合は?
20:10	
00.4	(5分間休憩)
20:15	
	準半壊・一部損壊の場合は?
20:25	
	り災証明の認定の仕方とポイント
20:30	

(利用する可能性のある支援や制度の一例)

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50 以上	40 <b>~</b> 49	30 <b>~</b> 39	20~29	10~19	9以下

## お金に関する支援・制度











(災害関連死も対象)









生活福祉資金貸付制度 (社協が窓□)



地方自治。



災害復興住宅融資(住宅金融支援機構)





(被災者生活再建支援金)

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50 以上	40~49	30 <b>~</b> 39	20~29	10~19	9以下

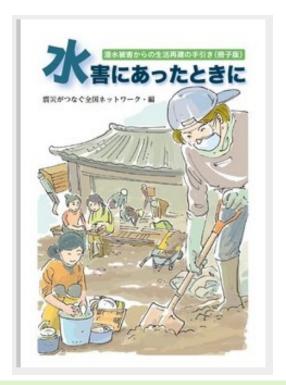
#### 被災者生活再建支援金(被災者生活再建支援法が適用された場合)

	基礎支援金	加算支援金	È	計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方	法)	HI
①全壊		建設·購入	200万円	300万円
②解体*	100万円	補修	100万円	200万円
③長期避難*		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	150万円
		建設·購入	200万円	250万円
④大規模半壊	50万円	補修	100万円	150万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	100万円
		建設·購入	100万円	100万円
⑤中規模半壊	_	補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

②解体:住宅が半壊以上の判定、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③長期避難:災害による危険な状態が継続し、住宅にできない状態が長期間継続している世帯



表の出典:「水害にあったときに」 (震災がつなぐ全国ネットワーク)

「水害にあったときに」で検索すると、チラシや冊子が無料でダウンロードできます

(公費解体制度)

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損
50 以上	40~49	30~39	20~29	10~19	9以下



最近の大規模災害では、 半壊以上の建物は、 公費解体で、建物を 無償で解体・撤去して くれることが多いです

申請期限に焦らされず、 本当に解体すべきか、 慎重に検討しよう!

(住宅金融支援機構のリバースモーゲージ型融資1) \*

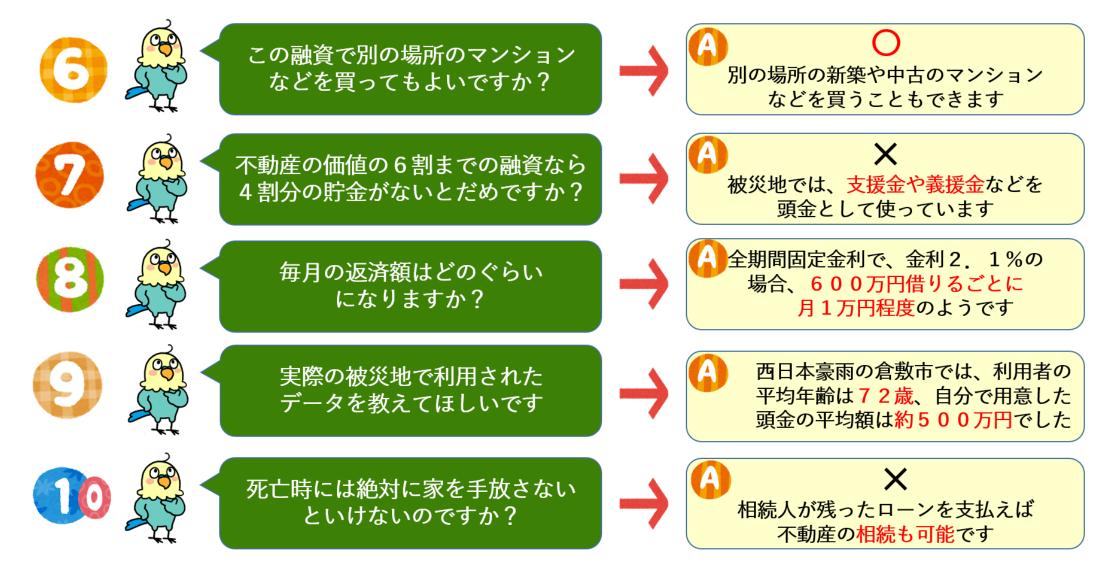
全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50 以上	40 <b>~</b> 49	30 <b>~</b> 39	20~29	10~19	9以下

\* 災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)

	リバースモーゲージ型融資は どんな制度ですか?	り災証明書(修理以外は半壊以上が 必要)をもらった人のための住宅の 再築、購入、修理の借入制度
2	誰でも借りられるのですか?	<b>X</b> 6 0 歳以上の人しか借りられません
	返済が大変ではないですか?	は は は は は な は な は な な な な な な な な な な
	住宅ローンが残っている人でも 借りられますか?	→ △ △
5	いくらまで借りられますか?	世保をつける不動産の6割まで かつ ①土地つきの建設・購入 3700万円まで ②建物だけの再築 2700万円まで ③補修 1200万円まで

(住宅金融支援機構のリバースモーゲージ型融資2)

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50 以上	40~49	30~39	20~29	10~19	9以下



## (住宅金融支援機構のリバースモーゲージ型融資3)

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損
50 以上	40~49	30 <b>~</b> 39	20~29	10~19	9以下

令和3年7月



「令和3年7月1日からの大雨」により住宅に被害を受けられた方への 災害復興住宅融資、ご返済等に関する相談窓口のご案内

今般の災害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

独立行政法人住宅金融支援機構では、災害復興住宅融資、機構融資の返済等に関して被災された皆さまからのご相談を以下の窓口でお受けしますので、お知らせいたします。

1 災害復興住宅融資(建設資金・購入資金・補修資金)に関する相談窓口 機構融資(フラット35、旧住宅金融公庫融資を合む)のご返済に関する相談窓口

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター (災害専用ダイヤル)

0120-086-353 (通話無料)

- ※ 営業時間:9:00~17:00 (祝日・年末年始を除き、土日も営業しています。)
- ※ ご利用いただけない場合は、048-615-0420 (通信料金がかかります。) におかけください。
- ※ 返済方法の変更など具体的なご相談につきましては、ご利用中の金融機関の窓口にお願いします。
- 2 火災保険に関する相談窓口
  - ■特約火災保険のご契約者で被害を受けられた方 損害保険ジャパン株式会社 事故サポートセンター

0120-727-110 (通話無料)

- ※ 営業時間:24時間365日受付
- ※ 事故のご連絡については、インターネットでも受け付けています。 詳しくは、損害保険ジャパン公式ウェブサイト (https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。
- ■特約火災保険以外の火災保険をご契約されている方

ご契約先の保険会社等にご連絡願います。

3 団体信用生命保険に関する相談窓口

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター (団信専用ダイヤル)

0120-086-078 (通話無料)

- ※ 営業時間:9:00~17:00 (土日、祝日、年末年始は休業)
- ※ ご利用いただけない場合は、048-615-3311 (通話料金がかかります。) におかけください。

[参考] <災害復興住宅融資の概要>

#### ■融資金利【令和3年7月1日現在】

建設資金、購入資金、補修資金

- ◆団体信用生命保険に加入する場合 年 0.84%
- ◆団体信用生命保険に加入されない場合 年 0.64%
- \*「高齢者向け返済特例」をご利用の場合の金利は、「年 2. 10%」となります。 \*お申込み時の金利が適用される「全期間固定金利」です。

#### ■融資限度額

- ◆建設の場合 3,700 万円 (土地を取得して住宅を建設する場合)
- ◆購入の場合 3.700 万円
- ◆補修の場合 1.200 万円
  - \*各所要額(建設費等)が上記金額より低い場合は、各所要額が限度となります(10万円以上1万円単位)。
    \*「高齢者向け返済特例」をご利用の場合の融資限度額は、上記とは異なります。

#### ■ご利用いただくためには

地方公共団体が発行した「り災証明書」の提出等の条件があります。

#### ■申込受付期間

り災日から2年間

※このお知らせでは、災害復興住宅融資の概要をご案内しています。

最新金利、融資限度額等、災害復興住宅融資制度(高齢者向け返済特例を含む。)の 詳細については、お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)にお問合せいただくか、 インターネットをご覧いただける方は住宅金融支援機構ホームページ(www.jhf.go.jp) でご確認ください。



住宅金融支援機構からご提供を受けたチラシを掲載しておきます

上記機構のホームページなどでも情報をチェックしてください

住宅金融支援機構の災害復興住宅 融資は、り災証明をお持ちの方は、ど なたでもご相談可能です



(被災ローン減免制度※) ご相談は弁護士会に

※正式名称 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50 以上	40~49	30 <b>~</b> 39	20~29	10~19	9以下

住宅ローンだけでなく、災害救助法が適用された自然災害に よって払えなくなった個人のローンが広く対象です





自宅が全半壊したのに住宅ローンが残っていたり、今回の災害で個人のローンの支払いが難しくなってしまった方

被災ローン減免制度を利用すると??



預貯金500万円に加えて、 もらった支援金、弔慰金や義 援金

などを手元に残せる

ブラックリストに載らないので、再度借入の可能性!

保証人にも請求がいかない (原則)



## 選択の例 1

<u>自宅は手放して</u> ローン 0 から再出発



## 選択の例 2

土地を残して同じ場所に再築したいなら、土地の評価分だけを分割で支払って、 残りのローンは免除



## 説明会の進行 \*配分時間は目安です

19:10

被災したあとにまずは知ってほしい

9つの大切な知識

19:30

全壊・大規模半壊の場合は?

19:55



中規模半壊・半壊の場合は?

20:10

20:15

(5分間休憩)

準半壊・一部損壊の場合は?

20:25

り災証明の認定の仕方とポイント

20:30

## 中規模半壊・半壊と支援制度1

(利用する可能性のある支援や制度の一例)

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50 以上	40 <b>~</b> 49	30 <b>~</b> 39	20~29	10~19	9以下

## お金に関する支援・制度





地方自治体





## 住まいに関する支援・制度



避難所 (無料) (災害救助法)



ボランティアによる 復旧作業



仮設住宅 (無料) (災害救助法)







災害公営住宅

## 借入に関する支援・制度



生活福祉資金貸付制度 (社協が窓口)



災害復興住宅融資 (住宅金融支援機構)



災害援護資金貸付 (自治体が窓口)



リバースモーゲージ 融資の災害時特例 (住宅金融支援機構)



(がイドライン)

## 中規模半壊・半壊と支援制度2

(応急修理制度と仮設住宅の入居制約の関係)

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50 以上	40 <b>~</b> 49	30 <b>~</b> 39	20~29	10~19	9以下

壊 全 大規模半壊 中規模半壊 壊 半 応急修理 制度が 準 半 壊 使える人 一部損壊

応急修理制度を使うと、<u>修理が</u>終わったあとや、一定の期間経 過後などは、<u>仮設住宅には入れ</u> なくなります

使う

修理の際に 受けられる 補助の金額

59万5000円

3 0 万円



## 中規模半壊・半壊と支援制度3

(半壊をやむを得ず解体したり、長期避難世帯に 指定されると「全壊」と同じ扱いを受けられる)

#### 被災者生活再建支援金(被災者生活再建支援法が適用された場合)

	基礎支援金	加算支援金	È	計	
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方	法)	н	
①全壊		建設·購入	200万円	300万円	
②解体*	100万円	補修	100万円	200万円	
③長期避難*		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	150万円	
		建設・購入	200万円	250万円	
④大規模半壊	50万円	補修	100万円	150万円	
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	100万円	
		建設·購入	100万円	100万円	
⑤中規模半壊	_	補修	50万円	50万円	
		賃貸(公営住宅を除く)	25万円	25万円	

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

②解体:住宅が半壊以上の判定、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③長期避難:災害による危険な状態が継続し、住宅にできない状態が長期間継続している世帯

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50 以上	40 <b>~</b> 49	30 <b>~</b> 39	20~29	10~19	9以下



公費で<mark>解体</mark> (災害廃棄物処理特例)

解体すると通常大きな費用がかかりますが、半壊以上の建物は、公費解体で、無償で解体・撤去してもらえる可能性があるので、

半壊 + 解体 = 全壊になる

は現実的な選択肢になります



## 説明会の進行 \*配分時間は目安です

19:10 被災したあとにまずは知ってほしい 9つの大切な知識 19:30 全壊・大規模半壊の場合は? 19:55 中規模半壊・半壊の場合は? 20:10 (5分間休憩) 20:15 準半壊・一部損壊の場合は? 20:25 り災証明の認定の仕方とポイント

20:30

## 準半壊と支援制度1

(利用する可能性のある支援や制度の一例)

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50 以上	40~49	30 <b>~</b> 39	20~29	10~19	9以下

## お金に関する支援・制度









## 住まいに関する支援・制度



避難所 (無料) (災害救助法)



**ボランティア**による 復旧作業



準半壊では<u>もともと仮</u> 設住宅に入れないの で、仮設住宅の入居 に制約がでることは 心配いりません

## 借入に関する支援・制度



生活福祉資金貸付制度 (社協が窓口)





災害復興住宅融資 (住宅金融支援機構)



リバースモーザージ 融資の災害時特例 (住宅金融支援機構)



## 準半壊と支援制度2

## (国の制度 災害援護資金貸付)

災害で負傷したり、家や家財の被害を受けた場合の特別の貸付制度

貸付金額 最大 350万円

利息 当初3年は無利子 その後金利3%など(条例で変更可能)

据置期間 3年(全壊の場合など5年に延長される例もあり)

返済期間 10年(据置期間を含む)

所得制限 あり 連帯保証人 必要(不要な場合もあり。要確認)

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50 以上	40~49	30 <b>~</b> 39	20~29	10~19	9以下

#### ■この貸付は、以下のとおり所得制限があります

世帯人数	所得額(※1)	世帯人数	所得額(※1)
1人世帯	220万円	3人世帯	620万円
2人世帯	430万円	4人世帯	730万円

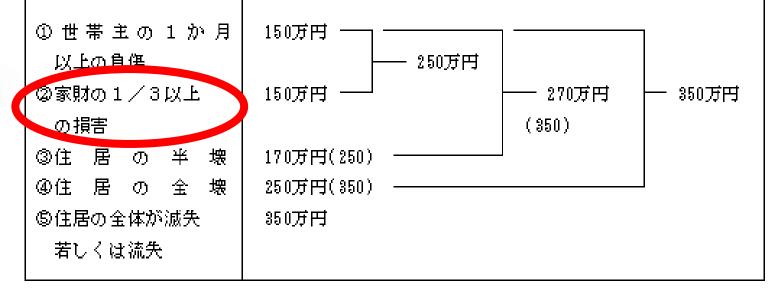
熊本地震の際の熊本市資料から引用

水害の準半壊などは<mark>水没で家財を失う</mark>のでこれに 該当する人がでてきます





(自治体が窓口)



(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを えない場合等特別の事情がある場合は( )内の額となります。

## 一部損壊 (準半壊に至らない) と支援制度**1** (利用する可能性のある支援や制度の一例)

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損 壊
50 以上	40~49	30~39	20~29	10~19	9以下

## お金に関する支援・制度









## 住まいに関する支援・制度



**避難所** (無料) (災害救助法)



**ボランティア**による 復旧作業

## 借入に関する支援・制度



生活福祉資金貸付制度 (社協が窓口)

P18~20







## 一部損壊 (準半壊に至らない) と支援制度2

(火災保険(水災)の確認フロー)

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損 壊
50 以上	40~49	30~39	20~29	10~19	9以下

#### 保険金額が減額される内容又は特約の例

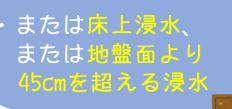
- ・床上浸水の場合で、損害割合が15%未満のときは、 保険金額の5%
- ・床上浸水の場合で、損害割合が15%~30%未満の ときは、保険金額の10%
- ・損害割合が30%以上のときは、損害額(または保 険金額) の70%



水災補償が 含まれて いるか



・損害割合が保険対象 (建物または家財) の時価もしくは再調 達価額(同等の物を 新たに建築、あるい は購入するのに必要 な金額) の30%以上





損害額の する内容に なって いるか



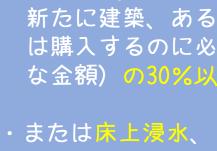
保険

住宅の火災

保険に加入

しているか







## 一部損壊(準半壊に至らない)と支援制度8

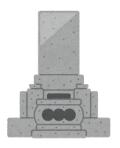
(難しくないです 雑損控除による所得税減免)

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損 壊
50 以上	40 <b>~</b> 49	30 <b>~</b> 39	20~29	10~19	9以下

## 災害による損害



- ・家の修理費用
- ・家財の損害額 (金額の推定規定あり) ↑次ページ



・お墓の修理費用など

## から

## もらえた保険金 をひく









この金額が、その年の所得の10パーセントを超えていたら、その超えた分、所得を控除してもらえる(=税金が安くなる)

# 一部損壊(準半壊に至らない)と支援制度4

(雑損控除の際の家財金額の推定規定)

- (2) 家財に対する損失額の計算(生活に通常必要な動産で、車両を除きます。)
- ① 家財の取得価額が明らかな場合

損失額 = (家財の取得価額 - 減価償却費) × 被害割合

② 家財の取得価額が明らかでない場合

損失額 = 家族構成別家庭用財産評価額 × 被害割合

(3) 車両に対する損失額の計算

損失額 = (車両の取得価額 - <u>減価償却費</u>) × <u>被害割合</u>

#### 家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢		夫婦	独身
	歳	万円	万円
~ 29		500	
30 ~ 39		800	300
40 ~ 49	1	1,100	300
50 ∼		1,150	

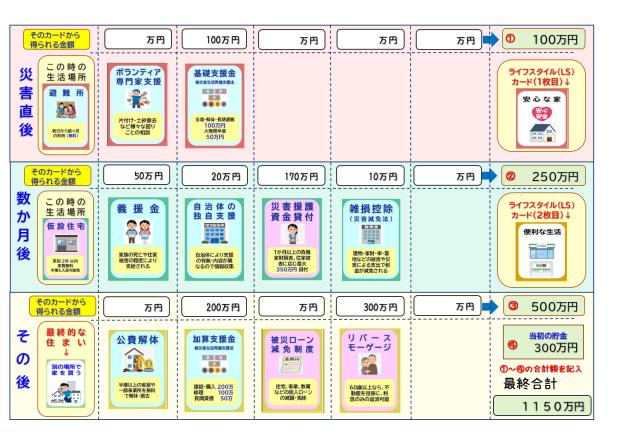
(注) 大人(年齢18歳以上)1名につき130万円を加算し、子供(年齢18歳未満)1名につき80万円を加算します。

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損 壊
50 以上	40 <b>~</b> 49	30 <b>~</b> 39	20~29	10~19	9以下

## この家財の損害額推 定規定が非常に大き い

## 参考 今後の生活・住宅再建について支援制度のカードをおいて考えてみる (被災者生活再建カードの活用)







## 説明会の進行 \*配分時間は目安です

19:10 被災したあとにまずは知ってほしい 9つの大切な知識 19:30 全壊・大規模半壊の場合は? 19:55 中規模半壊・半壊の場合は? 20:10 (5分間休憩) 20:15 準半壊・一部損壊の場合は? 20:25 り災証明の認定の仕方とポイント 20:30

## 水害の場合の罹災証明の調査方 法(木造・プレハブ・2階建)

#### YES



## 建物への浸水

「外力※」による建 物の損傷がある?

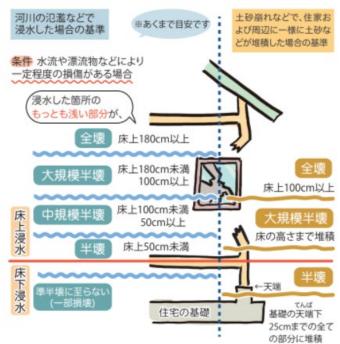
※津波、越流、堤防決壊などの 水流や泥流、瓦礫等の衝突など 右の「第一次 調査」を最初 に使って判断

#### NO

(内水氾濫の ときなど)

右の「第二次調 査」で、具体的な 損害の程度から判

## 【被害認定の目安 (木造の戸建住宅)】(2021年3月改定)



「水害にあったときに」から引用





100点満点

の「壊れ度テ

ストーで、点

数を積み重ね

ていく

被害の 程度	全壤	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	準半壊に 至らない (一部損壊)
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未满	20%以上 30%未满	10%以上 20%未満	10%未満

内閣府防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203shoumei.pdf



片づけたり、痕跡が 消えてしまう前に、 あらゆる場所を 写真・動画で撮 影





# 参考資料

説明会では省略しますがご関心ある部分をお読みください



## 熱海市伊豆山地区にも関係する可能性がある「長期避難世帯」ってどんなもの? ① (長期避難世帯に指定されると被災者生活再建支援法で全壊と同じ扱いに)

- ① 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその 他の事由により、
- ② その居住する住宅が居住不能のものとなり、
- ③ かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

被災者生活再建支援法第2条2号ハ



都道府県が世帯 認定します。

#### 長期避難世帯の指定

#### 【被災者生活再建支援法 第2条ハ】

当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

- ○必要条件
- ・当該区域への避難指示等の発令
- ・危険で住めない状況にあること(宅地滑動、山腹崩壊等)
- ・または、その他の事由(道路断絶等)により住めない状況にあること
- ※降雨による土砂災害の発生など、"継続して"危険な状態とは言えない場合は該当しない
- ○指定によるメリット
- ・仮設、みなし仮設住宅へ入居可能となる(当該区域はすでに要件緩和により入居可)
- ・被災者生活再建支援金の支給において、全壊と同様の扱いとなる
- ○指定によるデメリット
- ・避難指示が発令され、住めない区域となる
- ・同一敷地内に自宅を新築等しても、被災者生活再建支援金の加算支援金は支給されない
- ○指定の手順

県との協議 → 協議完了 → 長期避難世帯の公示(指定の決定)



これだけみると、避難指示等の 発令や、二次災害の危険が長 期避難世帯の認定に不可欠な ようにもみえますが・・・





出典:南阿蘇村「平成28年熊本地震からの復興 立野・立野駅・新所区住民説明会」資料

## 熱海市伊豆山地区にも関係する可能性がある「長期避難世帯」ってどんなもの?② (長期避難世帯に指定されると被災者生活再建支援法で全壊と同じ扱いに)

東日本大震災の津波被害区域における長期避難世帯等の取扱いについて





1. 津波浸水区域における長期避難世帯について

東日本大震災による津波被害に関し、震災発生時に以下の区域内(町丁目・字単位)に居住していた世帯については、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2項ハに規定する長期避難世帯として取り扱って差し支えないものとする。なお、その場合は、被災者生活再建支援金の支給に関しては個別の世帯毎の調査は不要となる。

○ 津波による住宅浸水率が概ね 100%であることが航空写真又は衛星写真から確認でき、かつ津波により電気、水道、ガスのライフラインの一部又は全部が失われたことにより、居住することが著しく困難な状態が長期にわたり継続することが見込まれる区域((参考)参照)

なお、住宅浸水率が 100%に満たない場合であっても、津波により社会的インフラストラクチャーが失われ居住することが著しく困難な状態が長期にわたり継続することが見込まれる区域については、同様の取り扱いとすることも差支えない。

また、それ以外の場合であっても、地震又は津波による被害に関し、個別の調査結果に基づき長期避難世帯として認定することも可能である。

内閣府防災担当平成23年4月12日付事務連絡「東日本大震災に係る被災者生活 再建支援金の支給手続の迅速化等について」

(ライフライン喪失の場合でも長期避難世帯に認定できること、個別の調査により認定することもできることが記載)

公

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害において、次に掲げる区域内に居住していた者が属する世帯を被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯(以下「長期避難世帯」という。)とする。

平成24年9月7日

宮城県知事 村 井 嘉



- 1 長期避難世帯の所在する区域 仙台市青葉区栗生 2 丁目 ■番 ■号の 1 ■ ■ 号及び
- 2 長期避難世帯となった日 平成23年3月11日

東日本大震災における宮城県知事による長期避難世帯の認定に関する公告 (個別番地による指定がなされている)

# マンションの水害に対する住家被害認定(り災証明調査)の流れ(一軒家の場合とは異なる)

## 浸水深テストではなく、100点満点の壊れ度テストが適用

(参照 http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203shishin 3.pdf)





被害の 程度	全壤	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	準半壊に 至らない (一部損壊)		
損害 割合	50%以上	40%以上 50%未满	30%以上 40%未满	20%以上 30%未満	10%以上 20%未满	10%未満		

調査 方法

#### (原則)

<u>1棟全体</u>で判定

#### (例外)

浸水した住戸と浸水していない住戸のように、 **住戸間で明らかに被害程度が異なる部位**(天井、内壁、 建具、床、設備)がある住戸は、被害の大きい住戸につい ては、**住戸ごとに判定可能**です。

#### (例外の具体例)

マンションの1階部分だけが2m浸水している 当該1階の住戸のみ第二次調査(100点満点損壊テスト)をする

http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203shishin all.pdf

右の100点満点の配点表のとおり、木造住宅の場合と異なり、マンションなどでは、 柱だけで50%も配点されてしまっている。

実際は?

損壊がありそうな黄色枠部分を全て合計しても40 点なので、半壊(20点以上)は目指せても、大規 模半壊(40点以上)を狙うのはかなり難しい

#### <表 非木造住家の部位別構成比>

ER ER ER

an an au

23 29

部 位 名 称			構成上	Ł			
柱(又は耐力壁)	5 0 %						
床・梁			10%				
外部仕上・雑壁・屋根	10%						
内部仕上・天井			10%				
建具 窓、サッシ、戸、ふすま、		5 %					
凯进生/总如此印ナ会+、)	【住家外】		5 %				
設備等(外部階段を含む。) 水回り、ベランダ、システムキッチン	【住家内】		10%				
洗面台、便器、お風呂など	1						

洗面台、便器、お風呂など

## 静岡県弁護士会の取り組み

※今後も支援活動を継続して参りますので 静岡県弁護士会のHPを定期的にご確認ください





沼津市内で浸水被害に遭われた方の

## 生活再建説明会&何でも相談会

どちらも予約不要・無料

日時 7月10日(土) 13:00~17:00



#### 生活再建説明会

第1部 13:00~13:30

第2部 15:00~15:30

弁護士と浸水被害後の対処の専門家が、浸水被害にあった建物の掃除、乾燥、消毒、ボランティアの活用方法や、生活再建のための支援制度を説明します。 (第1部と第2部の内容は同じです。

参加人数が多い場合は人数を制限させていただきます。)





## 何でも相談会

第1部 13:30~15:00

第2部 15:30~17:00

弁護士と上記専門家が、おひとりずつ困りごとをお 伺いします。お好きな時間にお気軽にお寄りくださ い。(参加人数により、適宜時間を区切らせていただきます)

場所 沼津市原地区センター (沼津市原1200-3)

※ 7月5日から11日まで、沼津市が同所で、り災証明書発行 のための調査申請、被災ごみに関する相談、事業者等への 融資等の相談の窓口を開設しています。